

三種苗法（平成十年法律第八十三号）第十五
二 計量法（平成四年法律第五十一号）第一百六
十八条の二（第九号に係る部分に限る。）又
は第六百六十八条の三第一項の規定に基づき行
う業務

6 等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信技術を利用して方法により公表しなければならない。

法第七十五条第一項の政令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

2
開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

五　^四　^一　^二　^三
　　(平成十一年法律第九百九十八号) 第十四条第一項の規定に基づき行う業務
　　遺伝子組換え等の使用等の規制による
　　生物の多様性の維持に関する法律(平成十五年法律)

(3) 行政機関が雇い入れる者であつて國以外のもののために労務に服するもの

(4) 行政機関又は行政機関の長から委託され事務に従事する者であつて当該事務

二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報

が者の因病及びて需要等に関する法律（平成二年五月一日法律第二百四十九号）第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

二 法第七十四条第一項第三号に該定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族法第七十四条第二項第三号に規定する者及び前号又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれに連携する事項を記録するもの

ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。
(開示請求における本人確認手続等)

業務に類するものとして条例で定めるもの
法第六十六条第二項第四号の政令で定める業
務は、次に掲げる業務とする。

二十一條 行政機関の長等は、個人情報をファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならぬ

提出しなければならない。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十二年五月二十九日法律第二百四十一号）

第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画等）に記録されている保有個人情報については閲覧等又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載する（開示請求は、取り下げられたものとみなす）。

号に定める業務として条例に基づき行う業務であつて前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

る。個人情報ファイルを通じて一の帳簿としている個人情報をア イルに記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

二十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十二号) 第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りる

事項
法第七十四条第二項第九号の政令で定める数

又はその個人情報ファイルが法第七十四条第三項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

二 その長が法第二百一十六条の規定による委任

を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが

適当でないものとして当該職員が官報により公示（こちら）

法第百十九条第三項の政令で定める額は、第
公示したるもの

一項に定める額とする。

める額を参酌して政令で定める額は、第二項に
三から頂七十。

（権限又は事務の委任）

第三十二条 行政機関の長（第十八条に規定する者を除く。）は、法第五章第二節から第五節ま

で（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）二三の文書類又は事務の、二の所掌二

く）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理

監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンタリ長、内

閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは文書係若しくは内閣府設置法第15条

（しきは人事政策統括官）内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十

三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条
第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二二

の長 同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九

同法
第五十五条の施設等機関の長、
第五十六条（宮内庁法）（昭和
三十一年五月二十二日法律第
五百三十九号）

第二十一条第一項（官田原酒の販賣二十二年法律第七十号）第十八条第一項において

て準用する場合を含む)の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若

しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項に
おいて準用する場合を含む。）の地方支分部局

の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務

局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若し

くは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁
去第三条の長官官房、寺道鐵等苦くは都の

法第三条の長官官房 侍従職等若しくは部の
長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第

一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分

部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組

三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条の

官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務局の長、同法第二条の審議会等告

員会の事務総局の長 同法第バ条の審議会等若

二項の職に委任することができる。

警察庁長官は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受けた職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四章 個人情報保護委員会

（権限の委任を行う場合の事情）

第三十三条 法第一百五十条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。

二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

（事業所管大臣への権限の委任）

第三十四条 個人情報保護委員会は、法第一百五十二条第一項の規定により、法第二十六条第一項、法第一百四十六条第一項、法第一百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第九十九条、第一百一条、第三百三条、第一百五条、第一百六条、第八百八条及び第一百九条、法第一百六十三条並びに法第一百六十四条の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限行使することを妨げない。

個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定

めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

第三十五条 法第五十条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行ったときは、直ちに）、その間の権限の行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

一 法第二十六条第一項の規定による権限を行った場合 報告若しくは資料の提出の要件又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項

二 法第一百四十六条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要件又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項

三 法第一百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第二百三条、第二百五条、第二百六条、第二百八条若しくは第二百九条、法第一百六十三条又は法第一百六十四条の規定による権限を使用した場合 その結果その他参考となるべき事項

四 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の府の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

第三十六条 金融庁長官は、法第五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九百九十八条）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を使用することを妨げない。

（地方支分部局の長等への権限の委任） 事業所管大臣は、内閣府設置法第四十九条第一項の府の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。）、国家行政組織法第三条第二項の府の長又は警察庁長官に法第五十条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

（財務局長等への権限の委任） 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の府の長又は國家行政組織法第三条第二項の府の長に委任された場合は、その府の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第

六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同一の職に協議しなければならない。

第三十七条 金融庁長官は、法第五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九百九十八条）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を使用することを妨げない。

（地方支分部局の長等への権限の委任） 事業所管大臣は、内閣府設置法第四十九条第一項の府の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。）、国家行政組織法第三条第二項の府の長又は警察庁長官に法第五十条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を使用することを妨げない。

（財務局長等への権限の委任） 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の府の長又は國家行政組織法第三条第二項の府の長に委任された場合は、その府の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第

六十二条第一項若しくは第二項の職に協議しなければならない。

第三十八条 金融庁長官は、法第五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。）を証券取引等監視委員会に委任される権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

（財務局長等への権限の委任） 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の府の長又は國家行政組織法第三条第二項の府の長に委任された場合は、その府の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職に協議しなければならない。

第三十九条 証券取引等監視委員会は、法第五十条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地に規定するものについて、前項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第三十五条第一項の規定による権限（法第五十条第二項の規定による権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

第四十条 法第二十六条第一項、法第一百四十六条第一項、法第五十条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第二百三条、第二百五条、第二百六条、第二百八条及び第二百九条、法第一百六十三条並びに法第一百六十四条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」といいう。）は、当該権限が法第五十条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第二項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第二項の規定により金

融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二条の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則 （平成一六年一二月一〇日政令第三八九号） この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一日政令第一六六号） （施行期日） 1 この政令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この政令の施行前に個人情報の保護に関する法律第三十二条の規定により報告を求められ、又は同法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による命令を受けた個人情報取扱事業者で、この政令による改正後の第二条第二号の規定の適用により個人情報取扱事業者に該当しなくな

つたものに係る当該報告の求め又は命令及びこれらに係る同法第五十七条又は第五十六条の違反行為に対する罰則の適用については、その個人情報取扱事業者に該当しなくなった後も、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一二月一八日政令第四二七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則

（平成二八年一〇月五日政令第三二四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則

（令和三年三月二十四日政令第五六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則

（令和三年六月二日政令第一六二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則

（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則

（令和三年一〇月二九日政令第二九二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則

（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）
1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

附 則

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

（施行期日）
1 この政令の施行の際現に整備法第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この条

において「新個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（次項及び次条において「新個人情報保護法施行令」という。）第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。

この政令の施行の際現に新個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての新個人情報保護法施行令第二十条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第七十七号）の施行後遅滞なく」とする。

この政令の施行の際現に第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下この条において「旧行政機関個人情報保護法施行令」という。）第二十条第一項又は第二項の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この政令の施行前にされた当該職員に係る旧行政機関個人情報保護法施行令第二十六条第三項の規定による公示は、新個人情報保護法施行令第三十条第三項の規定によりされた公示とみなす。

附 則

（令和五年八月一四日政令第二二一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

附 則

（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則

（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

共団体の機関及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有している個人情報の保護に関する法律第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（次項及び次条において「新個人情報保護法施行令」という。）第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第七十七号）の施行後遅滞なく」とする。

この政令の施行の際現に新個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての新個人情報保護法施行令第二十条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第七十七号）の施行後遅滞なく」とする。

この政令の施行の際現に第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下この条において「旧行政機関個人情報保護法施行令」という。）第二十条第一項又は第二項の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この政令の施行前にされた当該職員に係る旧行政機関個人情報保護法施行令第二十六条第三項の規定による公示は、新個人情報保護法施行令第三十条第三項の規定によりされた公示とみなす。

附 則

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

（施行期日）
1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

附 則

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）